

信用格付業者に対する検査結果について

1. 信用格付業者に対する検査の経緯・状況等

金融商品取引法の一部改正に伴い、平成 22 年 4 月に信用格付業者の登録制度が開始され、同年 9 月より 7 社（5 グループ）が信用格付業に係る登録を受けている。

証券取引等監視委員会は、資本・金融市場における信用格付業者の役割の重要性に鑑み、平成 23 年 4 月より、順次、信用格付業者に対する検査を実施してきた。

本年 2 月に 7 社（5 グループ）の全信用格付業者に対する検査が一巡したところであり、今回、検査結果を取りまとめ、公表を行うものである。

2. 検査結果の概要

信用格付業者に対する検査の結果、各社に対して問題点を通知するとともに、このうち、1 社については、行政処分を求める勧告を実施した。

特に多く認められた問題点として、苦情処理措置や利益相反防止措置等が適切に講じられていないなど業務管理体制の整備が不十分な状況がほぼ全社において認められた。

○ 主な問題点

- ① 信用格付のモニタリングが不適切な状況（勧告事案）
- ② 信用格付の誤公表等（勧告事案）
- ③ 業務管理体制の整備が不十分な状況
- ④ 格付方法の公表が不適切な状況
- ⑤ 法定帳簿の作成にかかる不備

[※信用格付業者に対する検査における主な指摘事項（リンク）](#)

3. 建議について

今回の検査において、信用格付業者が社内で決定・付与した信用格付を公表等する際に、誤って異なった格付を公表等している事例が認められたが、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。

このため、証券取引等監視委員会は内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を求める建議を実施した。

[※信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について（リンク）](#)

4. まとめ

信用格付は金融・資本市場において広範に利用されているところであり、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすものである。これを踏まえ、信用格付業者は、当該市場における情報インフラとして重要な役割を担っていることを認識し、信用格付業者が付与した信用格付が、投資者の投資判断を歪めることのないよう、適切な措置を講じていくことが重要である。

証券取引等監視委員会は、これら信用格付業者の重要な役割を踏まえ、信用格付業者において適切な業務運営が行われるよう、金融庁はもとより、欧米の監督当局とも緊密な連携を図りつつ、引き続き、的確に検査を実施していく。